第37回

島原市農業委員会総会議事録

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和5年6月27日(火) 午後3時59分 於:島原市役所有明庁舎 3階大会議室

- 1. 開会日時 令和5年6月27日(火) 午後3時59分
- 2. 閉会時間 令和5年6月27日(火) 午後4時30分
- 3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
- 4. 出席委員者の数 18名

1番 北浦 守金 2番 坂本 文子 3番 鳥田 誠吾 4番 佐藤 幸平 5番 西森 博昭 7番 大川 德昭 8番 宮崎 光男 9番 大町 信広 10番 吉田 徳成 12番 平野 晋 11番 吉田 政信 13番 吉田 昭浩 14番 吉田 幸春 16番 片山 久和 15番 永田 充 17番 廣瀬 光徳 18番 森 誠 19番 村里 枝美子

- 5. 欠席委員者の数 1名
 6番 片山 定幸
- 6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

安中 北尾 健一郎 中央 馬場 喜一 中央 稲田 俊夫 堀川 邦夫 杉谷 三会 榊廣 杉谷 松本 隆盛 三会 山口 清則 三会 林田 了星 三之沢 水本 正一郎 東空閑 本多 正典 大野 井上 和利 高野 吉田 純弘 高野 吉田 和久 久原 本田 敏博 釬崎 太田 武春 戸田 林田 靖仁

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について 報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

皆さん、こんにちは。ただ今より、第37回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員は所要のため欠席と連絡があっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、2番 坂本 文子 委員、3番 鳥田 誠吾 委員を指名します。

議長 (会長)

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について報告します。 以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、6件 23 第 21, 803 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、2件 4筆 4, 934平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長 (会長)

ただ今の報告に対して、ご質問等はございませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番を上程いたしま す。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の借人及び貸人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 223平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,814平方メートルで、農機具は、トラクター 1台を所有してお

り、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

(事務局)

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番について報告します

賃借人は医療を目的として設立された法人で、入所者のリハビリ・生活活動の機会を提供する ため農地を貸借するものであります。

本案件は農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当し、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 960平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7, 810. 91平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕運機 3台、田植之機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は10年の農作業歴があります。本人、妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、人参、玉ねぎを作付けし通作距離は自宅から60メートルということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 332平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、12,498.99平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕

運機 1台、動噴 1台、マルチャー 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は24年の農作業歴があります。本人、妻、子の妻と3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稲、人参、じゃがいも等を作付けし通作距離は自宅から300mということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 278平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,180平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機

1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は1年の農作業歴があります。

昨年6月にシャインマスカットを作るために太良町の農地を新規就農により取得しております。申請地はさつまいもを作付け予定で、本人、妻、両親と4人で農業に従事しております。

申請地は自宅から800mということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務 局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地1,464平方メートルを借り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側及び東側は雑種地、南側は道路、西側は雑種地となっております。

盛土造成し、雨水は水路放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務 局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地534平方メートルを 譲り受け、建設資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。 申請地は…の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は鉄道用地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務 局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、申請地350平方メートルを借り受け、鉄骨造平屋建農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設への転用であることから、農地法第5条第2項ただし書きの農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。 申請地は…の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は保安林、西側は農地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下、汚水はくみ取りとなっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務 局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで、申請地2,158平方メートルを借り受け、営業所用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、島原道路のインターチェンジから概ね300m 以内であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

申請地は…の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水は浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務 局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、5番に記載のとおりで、申請地2,000平方メートルを譲り受け、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたしま

す。……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下及び道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長 (会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認 を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから16ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定

18件 43筆 46,649平方メートル、耕作権の再設定 15件 51筆 47,029.53平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集17ページに記載のとおりで、24 12 14 13 3 平方メートルです。

合計 35件 106筆 107,811.53平方メートルです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画(案)を承認することに決定いたします。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長 (会長)

第4号議案は承認することに決定したので報告します。

次に、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長 (会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の18ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、23筆、26,622平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載を しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、13名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長 (会長)

第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定したので報告 します

議長 (会長)

以上で、第37回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。 これで、第37回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉会